

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	三春地区 (新町、清水、大町、北町、荒町、中町、八幡町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の慣行栽培による農業を行っている。集落内には農業継続と開発志向を持つ農業者が混在している。

当地域は、市街地に隣接する地域であり、担い手不足や高齢化等により、現在耕作放棄の田畑が多くあり、10年後には遊休農地が増加する懸念がある。農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農事従業者については、高齢化が進み、地区内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が一層難しくなっており、農地の賃貸借のルール作りについても他地域の事例を参考にしながら検討を進めていく。

当地域は中山間地域のため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。担い手の確保含め、人員の確保も重要だが、機械化による省力化も同時並行で行うことを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
他の地域での活用状況を踏まえ、農地中間管理機構を活用することを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手不足の中、新たに基盤整備事業に取り組むことは困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望者がある場合は、支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後の課題の一つとして検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--